

静岡県告示第545号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「三菱UFJ信託銀行静岡支店

「三菱UFJ信託銀行静岡支店」を 静岡中央銀行松崎支店 に改める。

静岡中央銀行稲取支店 」

2の(1)のウの表株式会社静岡銀行松崎支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡中央銀行松崎支店」を削り、同表株式会社静岡銀行稲取支店の項所属の公金収納店の欄中「静岡中央銀行稲取支店」を削る。

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中「スルガ銀行三島西支店」を削る。

2の(2)のエの表スルガ銀行株式会社三島西支店の項を削る。

2の(3)のエの表島田信用金庫七丁目支店の項所在地の欄中「7730番地」を「8388番地の1」に改める。

附 則

この告示は、平成29年7月3日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 2の(2)のイの表及び2の(2)のエの表に係る改正規定 平成29年7月31日

(2) 2の(3)のエの表に係る改正規定 平成29年7月18日